

フランスの対アフリカ政策の新展開

——冷戦後世界への適応

増
島
建

はじめに

一 フランス・アフリカ関係の特質

二 フランスの対アフリカ政策決定過程

三 フランス・アフリカ関係の環境変化

四 フランスの対アフリカ政策の転換

おわりに

はじめに

一九九六年五月中央アフリカでの騒乱の際、フランスは現地に駐屯するフランス兵の他、近隣アフリカ諸国やフ

ランス本国から兵力を投入し、軍事介入を行ったのは記憶に新しいところである。また同年五月フランスのリヨン市で開かれた先進諸国首脳会議(サミット)においても、シラク(Chirac)大統領は、アフリカを中心とする第三世界諸国の開発問題を議題の中心とすることに熱心であった。こうした動きは、フランスとアフリカとの「特殊な関係」は一見変化なく続いているかのような印象を我々にもたせる。実際フランスのアフリカへの軍事介入は戦後三〇回余りを数え、一九九五年にもフランス人ボブ・ドゥナル(Bob Denard)が起こしたクーデターを鎮圧するためにコモロに介入したばかりである。また、先に国連総会に提出された核実験禁止決議案の投票においても、フランス語圏アフリカ諸国が大挙してフランス支持に回ったことが想起される。

こうした継続性の陰でフランス・アフリカ関係は歴史的な転機を迎えており、最近のフランスの対アフリカ政策には注目すべき変化の兆候がみられる。本稿は、フランスの対アフリカ政策の変化の要素に注目し、最近の動向を分析することを目的とする。以下では、まずフランス・アフリカ関係の特質を政策決定過程を含めて整理し、次いでフランス・アフリカ関係をとりまく近年の環境の変化を明らかにする。その上で最近のフランスの対アフリカ政策を分析し、その背景を考察する。論述においては、そもそもフランスにおいても、フランスのアフリカ外交に関する学問的な研究が意外に少なく、基本的な事実関係についても整理されていないくらいがあるので(あまり研究がない我が国においてはなおのことであろう)、できるだけ基本的な事実関係をも記すように心がけた。

一 フランス・アフリカ関係の特質

(1) フランス・アフリカ関係の性格

フランスが独立後のアフリカと営んできた関係は、「新植民地主義」⁽³⁾ 或いは「特殊な関係」と評される。その性格は以下のようなものであると考えることができる。

(イ) 歴史的関係

殆どのフランス語圏アフリカ諸国は、かつてフランスの植民地であり、セネガルのように一七世紀から植民地化された(サントルイ地域) 国もある。戦後これらアフリカ諸国が独立してからの関係は、植民地時代からの延長線上にある。

(ロ) 構造的関係

フランスとアフリカの関係は、外交・経済の面にとどまらず、人の交流、文化的繋がり、通貨関係、軍事、さらにはそれぞれの内政にわたって長年にわたる結びつきが築かれてきている。総じてフランスとアフリカの間関係は、国家間関係にとどまらず、社会間関係のレベルに至る深いものとなっている。

(ハ) 愛着的関係

フランス・アフリカ双方共、パターナリスティックな感情(アフリカ側が「子供」、フランス側が「父親」)をもちっており、アフリカ側は驚くほど安易かつ自然にフランスの介入を求め、またフランスも大胆と思えるほどの介入をする傾向がある。アフリカ諸国とフランスの間には、双方においてこのように利害関係・国家間関係に収斂しない強い感情的要素がある。⁽⁴⁾

以上三つの特徴が相まって、フランスとアフリカの関係を「特殊」なものにしていると考えられるのであるが、

こうした要因がフランス語教育の重視・アフリカ人エリート層のフランスへの留学というフランスの政策によって強化されてきたことにも注目すべきであろう。逆に言えば、現在のフランス・アフリカ関係の根深さは、こうしたフランスの植民地・協力政策の恩恵を受けた世代のアフリカ人エリート層の存在に多分に依拠しているのであり、世代交代が進めば変わらうる点を忘れてはならないであろう。

(2) フランス・アフリカ関係の政治的側面

フランスとアフリカ諸国の結びつきは、最も目につきやすい政治・外交の面においても、独特の特徴をもっている。

(A) 外 交

フランス外交におけるアフリカの位置づけは、以下政策決定過程に関する項で述べるように通常の外交政策案件と異なっている。今日フランスでアフリカ政策、また経済・軍事協力政策一般の改革が語られる時、アフリカ外交の位置づけ(「正常化」、「陳腐化」)が必ず問題とされるのはそのためである。

アフリカにおけるプレゼンスは、フランス外交の上では、核兵器の保有と並び、世界大の影響力を有する国としての地位を維持するための一つ的手段であると一般に考えられている。こうした重要性をもったフランスのアフリカ外交は、公式のディスクールを分析すると、以下のような特徴をもっていると考えられる。

(1) フランスの栄光 (Grandeur de la France)

フランスの(アフリカ)外交には、具体的利益の追求よりも抽象的なプレステイジを求める傾向がみられる。⁽⁵⁾

今日フランスの経済協力をめぐる議論において、今後の世界経済の一大成長地域であるアジアにフランスは貿易・経済協力を重点的に行うべきではないかとの経済エリートからなる主張がある。しかしこうした主張がフランスの「栄光」を求める外交政策エリート全体の取り入れられることとならないことは示唆的である。⁽⁶⁾ フランス語教育に技術協力の重点を長らくおいてきたことはこうしたアプローチを体現したものであると考えられる。アフリカ駐留のフランス軍人の間に「ファッシヨダ・シンドローム」と呼ばれるメンタリティーがみられると指摘されることがあるが、これも歴史的にアフリカでイギリスと対抗しつつフランスの「栄光」を守ろうとしてきたことなのごりであると考えられよう。今日でもこうしたメンタリティーが存在するとの指摘もなされており、ルワンダ・ブルンディにおけるフランスの政策を説明する一つの要因として取り上げられることがある(後述)。

(四) 格好の裏庭 (a la mesure de la France)⁽⁶⁾

フランスのような「中大国」にとっては、せいぜいアフリカにおいてヘゲモニー国として振る舞えるとの意味で自嘲的に語られることが多い。内容としては、(a) アフリカ諸国をバックにすることによって、ヨーロッパ域外にも勢力圏をもった国として世界的な発言権を確保する (rang—地位、特に国連安全保障理事会常任理事国としての地位を維持する)、(b) アフリカにおいては、フランスの有する手段でも、文化・政治・経済・軍事・ODA等全ての面で主導権がとれる、が含意されている。

(イ) アフリカとの連帯 (solidarité avec l'Afrique)

フランス植民地主義のスローガンであった文明化の使命 (mission civilisatrice) が形を変えて今日まで残ったものと考えられる。フランスはアフリカに対して特別な「責任」を有すると言われるのもこの連帯に由来するとされる。フランスとアフリカとの感情的紐帯の核となる概念である。

以上のようなフランスのアフリカ外交のライトモチーフは、さまざまな制度化された「場」を通じて展開される。頻繁な首脳・閣僚の相互訪問等によって、フランスとアフリカ諸国の間には他にみられない太いパイプが存在するといえる。以下フランスとアフリカの間「場」について述べてみたい。

ーフランス・アフリカ首脳会議 (Sommet franco-africain)

一九七三年三月ポンピドゥー (Pompidou) 大統領によって第一回フランス・アフリカ首脳会議がフランスにおいて開催されたのが始めである。⁽⁹⁾ フランス語圏アフリカ諸国のみが当初は参加 (合計一〇カ国) した。それ以降、フランス、アフリカ交互に開催地を変えていくこととなる。一九八一年一月パリでの第七回首脳会議では、ミッテラン (Mitterand) 大統領は、フランス語圏以外の諸国も招待し、三三か国が参加した。最近では、ブルキナファッソのウアガダグウーで一九九六年一二月に開催された。首脳会議での議題はその時々に関心を集めたテーマが取り上げられてきた。一九九〇年のラポールでの首脳会議ではフランスが民主化を援助の条件とすることを表明し、政策の転換がはかられたことで知られる。

参加国にフランス語圏以外のアフリカ諸国が加えられたことについては、フランスのアフリカ外交が伝統的な旧植民地国一辺倒から脱却しつつあるとして評価されることもあるが、逆にこれら伝統的友好国の不満をかつていることも事実である。前回の一九九四年のビアリッツでの首脳会議は、ミッテラン大統領送別の場となったが、内容的には注目されることはなかった。また、以下で述べるように近年のフランスは援助に厳しい姿勢をとっており (「アビジャン・ライン」)、アフリカ諸国の側からは「フランスに来ては援助は出してもらえないのなら、フランスでなくIMF・世銀のあるアメリカに行くべきだ」との声も聞かれたという。様々な利害をもった参加国を抱える

ようになった現在、共同の立場をとることが必ずしも容易でなくなったフランス・アフリカ首脳会議は多分に儀礼化したことは否めない。EU・ロメ協定加盟国協議、CFAフラン圏諸国会議、フランス語圏諸国首脳会議がある一方で、アフリカ諸国にとってはアフリカ統一機構(OAU)の場で首脳レベルの交流があるのであり、フランス・アフリカ首脳会議がどのような意義を有するのか問われてきているといえよう。

— フランス語圏諸国首脳会議

もとよりフランス語圏はアフリカに限られているわけではないが、旧フランス領を中心とするアフリカ諸国がその中核であることに変わりなく、フランス・アフリカ関係においても重要な「場」となっている。

フランス語圏諸国首脳会議の歴史は比較的新しく、一九八六年に第一回会議がフランスのヴェルサイユで開かれたのが最初であり、第二回会議が一九八七年にカナダのケベックで、第三回会議がセネガルのダカールで、第四回会議が一九九一年にパリのシャイヨ宮で、一九九三年にモーリシャスで第五回会議が、そして一九九五年にベナンのコトヌーで第六回会議が開かれた。次回は一九九七年にヴェトナムで開催されることになっている。当初は四一の参加メンバーであったが、前回のコトヌー首脳会議では四七のメンバー(ケベック、ニュー・ブランズウィック、ベルギー・フランス語地域の非国家単位メンバー含む)が参加している。英連邦とは、①目的がフランス語という言語の普及である(英連邦は英語の普及を目ざしてはいない)、②旧フランス領という繋がりはむしろ薄め幅広い参加を得ようとしている、③制度化の度合いが低い、という点で異なるが、近年③についてはフランス語圏においても制度化が進められてきており(特にコトヌー会議で設置の方針が決定されたフランス語圏事務総長職が重要)注目される。

議題としては当然のことながら、フランス語の普及が中心となるが、同時に前回のコトヌー会議でのようにルワ

ンダ・ブルンディ問題を中心とする大湖地域情勢、アフリカにおける紛争解決メカニズム等、アフリカの地域問題が取り上げられることがある。しかし大湖地域に関する共同宣言が、各国の意見不一致のため採択されなかったことに象徴されるように、フランス語圏として共同行動をとるまでには至っていないのが現状である。

シラク大統領の下では、フランス語普及が同大統領の選挙綱領において外交政策全体の柱の一つとして位置付けられており、アフリカ諸国との関係もフランス語圏強化の観点から重視されていることに注意することが必要である。

(B) 内 政

フランスによるアフリカ諸国内政への介入の例は枚挙に暇がない。多くのアフリカ諸国の選挙において、某候補はフランスの候補である等現地で噂されるのはこうした見方がアフリカにおいてもたれていることを物語っている。アフリカにおいて圧倒的な影響力をもつフランスがアフリカ各国の内政に事実上大きな影響力をもつのはある意味で自然の成り行きであろう。フランス政府として、アフリカ各国の内政をフランスにとって望ましい方向に導くために、公式の立場表明、特定の人物・党派への物質的支援、等がとられることがある。

またフランスのアフリカ政策は、後に述べるように、複数の有力政治家によって「仕切ら」れており、それがフランスの政策なのか判別しがたくなるところに問題があると指摘されることが多い。こうしたフランスのアフリカ政策形成エリートの多元性は、逆にアフリカ諸国指導者によるフランス内政への関与、操作を可能としている面も見逃すことができない。⁽¹⁰⁾ フランスにおける大統領選挙のたびに、政治資金にまつわる噂が飛ぶのはこの間の事情を象徴している。⁽¹¹⁾

(3) フランス・アフリカ関係における経済協力

フランスとアフリカの関係においてODAの占める位置は大きなものがある。特に近年アフリカ諸国の債務が膨大なものとなると、フランスは事実上これら諸国の世銀／IMFへの債務の支払いを代行し、更にはアフリカ各国での公務員・軍人給与等の「月末の支払い」すらも代行していた。フランスのODAは、アフリカ各国の経済開発向けのプロジェクト支援のみでなく、各国経済・財政の「丸抱え」といえる状況をつくりだしていたのである。⁽¹²⁾ 以下最近のフランスのアフリカ向けODAについて概要を述べることにする。⁽¹³⁾

(イ) 二国間ODAに占めるアフリカの割合

一九九三年には、フランスのアフリカへの援助額は三一億五千六百万ドル(支払純額、一九九二年価格、以下も同様)に達し、世銀(二一億八千九百万ドル)、EU(二〇億四百万ドル)、アメリカ(一四億八百万ドル)、ドイツ(二三億三千万ドル)を大きく引き離している(日本は八億五千万ドル)。フランスのアフリカ向け援助は、フランスの二国間ODA全体で一九九三年には五六・二%を占め、一九八〇年代から五二%から六二%の間で推移している。その九〇%以上は協力省管轄の「特別圏」(champs)——その定義と最近なされた変更については後述——に属する諸国への援助である。

アフリカに大きな援助を行っている欧州開発基金(FED)の二四・三%をフランスが拠出していることを考えると、フランスによるアフリカへの支援は更に大きな比重を占めることになる。⁽¹⁴⁾ 一九九二―九三年のフランス援助の最大の受け取り国は象牙海岸(二国間ODA全体の六・四%)、カメルーン(同五・四%)の順であった。

一九九〇年以来フランスは最貧国(LIDC)に対しては無償援助のみを行うこととしている。また、一国へのフランスの無償援助の半分は通常技術協力が占めている。

(四) アフリカ向け援助の内容

アフリカへのフランスの技術協力は、一九九二年には同地域向け二国間援助総額の三三・三% (一九八八年は三八%)、これに対して経済・財政支援(ノンプロ援助、債務削減等)は四六・二%と一九八八年の二三・五%から大幅に上昇した。こうした中で、投資への支援(プロジェクト援助)は二〇・九%と一九八八年の三八・四%から大幅に減少した。無償と有償の比率は、一九八八年に無償が五六・八%、有償が四三・二%であったのに対して、一九九二年には無償が七三・二%、有償が二六・八%と無償の割合が大幅に増加している。⁽¹⁶⁾

(ハ) アフリカ向け援助の担当組織

アフリカへの支援は、「特別圏」に対する支援を行う協力省、「特別圏」にいくつかの国を加えた対象国をもつフランス開発公庫(CFD)が中心になって行っている。援助予算全体の四割を占める大蔵省はそのほば四〇%をアフリカに充てており、その額(アフリカ向け)は協力省全体の予算額よりやや大きい。⁽¹⁶⁾

大蔵省のアフリカへの権限は、①フラン圏通貨問題、②構造調整支援三者ミッション(大蔵省、CFD、協力省)の長、③世銀、IMF、EU等を通したマルチ援助の管轄、④債務問題の管轄、に及んでおり、アフリカ諸国の債務が膨大となり、構造調整が課題となるに伴い、大蔵省国庫局の比重が急速に拡大したものである。⁽¹⁷⁾

(4) フランス・アフリカ関係における人的側面

アフリカとフランスの緊密な関係は、相互の人的交流において確認することができる。最近ではフランス人のアフリカからの引き揚げが増加する傾向にあり、変化の兆候として注目される。⁽¹⁸⁾

一九九三年におけるアフリカ在住フランス人は、登録者と推定者数をあわせて、フランス語圏アフリカで二二六、四三三人、非フランス語圏アフリカで一五、二〇八人であり、合計では一四一、六四一人となっている。その内訳は、象牙海岸(二〇、七五七人)、マダガスカル(二八、三七九人)、セネガル(一六、三八五人)、ガボン(一一、四九六人)、ジブティ(一一、三五四人)の順である。一九八三年(アフリカでの在住フランス人合計二二〇、〇〇〇人)と比べると、在外フランス人総数に占めるアフリカ居住者の割合は、一九八三年の一三%から、一九九三年の八・三%へと減少している。⁽¹⁹⁾

二重国籍者の正確な数はわからないが、アフリカ諸国の指導者層のかなりの割合の者がフランス国籍をも同時にもっているものと考えられる。⁽²⁰⁾

次にフランス国内に在住するアフリカ人は、セネガルの四四、〇〇〇人、マリの三八、〇〇〇人、ザイールの二三、〇〇〇人、カメルーンの一八、〇〇〇人、象牙海岸の一七、〇〇〇人、モーリシャスの一三、〇〇〇人、コンゴの一三、〇〇〇人をはじめとしてフランス語圏アフリカからのフランス在住人口は一九九〇年に一七万七千人を数える。これはアルジェリア(六一万四千人)、モロッコ(五七万三千人)、チュニジア(二〇万六千人)に次ぐ(フランス在住の外国籍の人数は全部で五六六万人)ものとなっている。⁽²¹⁾

フランスの国内治安政策、入国管理政策(ヴィザの発給など)は対アフリカ政策の一環としての役割を果たしている。ザイールのモブツ(Mobutu)大統領及びその側近へのフランス入国ヴィザ発給が同国への外交手段としてフランス政府当局によって利用されているのはその現れである。

(5) フランス・アフリカ関係における経済的側面

フランスの対アフリカ政策を「新植民地主義」とみる立場からすれば、フランス・アフリカ関係においてその経済面は決定的な重要性をもつことになる。また、一般にフランスはCFAフラン圏アフリカとの貿易を中心とする経済関係から利益を得ており、それがフランスの対アフリカ政策を説明するとの見方がある。こうした見方は、たしかにフランス・アフリカ関係の一部を説明するには適合的といえるかもしれないが、本稿で以下述べるように近年の状況はより複雑な様相を呈している。ここでは以下の叙述に必要な限りで、フランスとアフリカの経済関係を貿易、直接投資、通貨関係の順に概要を述べることとする(詳しくは注に掲げた文献を参照されたい)。(22)

(イ) 貿易

一九九〇年のOECD諸国からアフリカ(マグレブ諸国を含む)への輸出の中でフランスは、二一・六%を占め、次のドイツの一四%を大きく上回っている。フランスの全世界での貿易においてアフリカが占める位置は、一九九〇年には全輸出の中に占める割合が三・五%(ヨーロッパ、北アメリカに次ぐ第三番目の地域)、全輸入に占める割合は二・一%である。この比率は、一九七〇年から比べると着実に減少している(一九七〇年に輸出の中に占める割合は六・二%、全輸入に占める割合は五・〇%)。フランスの貿易収支は、全体で赤字基調が続く中で、アフリカ(特にフランス語圏)に対しては恒常的に黒字を示している。(23)

(ロ) 直接投資

アフリカに進出しているフランスの企業は一三〇〇余りであり、そのうち七七%は黒字となっている。これは一

九八五年から八八年にかけて行われた合理化(三〇〇余りの企業が閉鎖された)によるものとされる。⁽²⁴⁾

アフリカ諸国へのフランスの直接投資は、二五億七千三百万仏フラン(一九九一)、三七億四千八百万仏フラン(一九九二)、三七億二千七百万仏フラン(一九九三)と推移してきており、フランスの直接投資全体に占める割合はそれぞれ、三八・二%、五・八%、二三・二%、一二・四%となっている。⁽²⁵⁾ その多くは、ナイジェリア、コンゴ、ガボン、アンゴラなどへの石油分野での投資である。

(ハ) 債務削減

フランスはパリ・クラブ議長国として、債務削減に積極的な姿勢をとってきた。CFAフラン切り下げ時に発表された一連の付随措置の中で、最貧国への公的債務を帳消しにし、カメルーン、象牙海岸、ガボンの公的債務の五〇%削減を発表している。⁽²⁶⁾

(ニ) 通貨(フラン圏)

CFAフラン切り下げ後の状況は西部アフリカ諸国においては比較的良好であるといわれる。フランスは、欧州単一通貨(EURO)移行時に、CFAフランをペッグさせることを念頭においている。⁽²⁷⁾

(6) フランス・アフリカ関係における軍事的側面

フランスとアフリカ諸国の間には、アフリカ諸国の独立時にフランス軍の駐留、各国軍創設へのフランスによる支援などを定めた協定が相次いで結ばれた。以下その概略を述べる。なお、武器売却もフランスのアフリカとの軍事的関係を考える上で重要であるが、近年のアフリカ諸国の経済困難に伴いその重要性は減少していることもあ

り、ここでは取り上げないこととする。⁽²⁸⁾

(イ) 軍事基地

フランスがアフリカにおいて独自の影響力を得ている最大の要因の一つは、軍事基地を現地にもち、迅速に介入できる態勢にあることである。フランスは現在中央アフリカ、象牙海岸、ジブティ、ガボン、セネガルの五か国に約八、七〇〇名の兵力を駐留させている。また迅速行動部隊 (CSTC) が一九八三年に創設されたことも重要である。

(ロ) 防衛協定

フランスは、上述の軍事基地をもった五か国の他、カメルーン、トーゴ、コモロを加えた八か国と防衛協定を結んでいる。こうした協定の目的は、外国からの攻撃に備えること及び国内の騒乱に対応することであるが、このうち後者についての条項は秘密になっている。

フランス軍は防衛協定を主な根拠としてアフリカに三〇回ほど介入を行ってきた。⁽²⁹⁾しかしそのうちで純粹に防衛協定が予定していた対外的脅威に対抗したものと考えられるのは二―三件のみである。⁽³⁰⁾多くの場合、フランスの介入は親フランス政権を維持するためのものであったとみられる。その他、在留フランス人の救出や、人道上の目的が介入の根拠として挙げられる。

(ハ) 軍事技術協力

防衛協定を結んだ上述の国以外ともフランスは軍事技術協力協定を一九六〇年以来結んできており、アフリカ諸国の国軍の養成、装備を支援してきている。⁽³¹⁾この予算は協力省に計上されており、一九九六年度予算では七億七千六百万仏フランで同省予算全体の一〇%余りを占めている。しかしここ数年軍事技術協力予算は減少傾向にあり、

一九九二年から九六年の間に二二・四%減少している。フランスの軍事技術協力は近年になって「法治国家」(état de droit)の建設及び国内治安維持を目標にしており、治安警察部隊の養成等に重点が移るようになってきている。

フランスの軍事技術教育は以下の三つの内容から成る。

(a) フランス人軍事協力員のアフリカへの派遣

協力的省軍事協力局は一九九五年に七一五人のフランス人士官及び下士官を有し、アフリカ諸国軍の顧問などとして派遣している。一九九四年から一九九六年にかけて最も多くの軍事協力量員(五〇人前後)が派遣された国は多い順に、カメルーン、中央アフリカ、象牙海岸、ガボン、モリタニア、ニジェール、チャドとなっている。

(b) アフリカ軍幹部の養成

アフリカ軍人は、フランスで訓練を受けるか(一年に一、二〇〇名余り)、アフリカの他の諸国において訓練を受けるか(九〇名余り)の選択が与えられる。一九六〇年以来、四七、〇〇〇人余りのアフリカ人訓練生がフランスで訓練を受けてきている。フランスのアフリカにおける影響力を考える時、この実績は大きな意味もっている。

(二) 物資供与

フランスは軍事協力協定締結国に対して様々な軍事物資及び部品を供与してきている。一九九四年にはチャド、セネガル、中央アフリカの順で供与を受けている。治安維持に重点をおいた物資が近年は供与される傾向にある。

(7) フランス・アフリカ関係における文化的側面

世界におけるフランス語人口の中心地域としてアフリカは要の位置を占めている。従来のフランスの技術協力の

中心はフランス語教師の派遣であった。⁽³²⁾ 削減傾向にある今日も、フランス語教育がフランスの協力政策の柱の一つであることに変わりはない。⁽³³⁾

フランスは、ウルグアイ・ラウンドにおいて、「文化的独自性」(exception culturelle)の主張を行い、視聴覚分野(映画等)におけるフランス語の地位を守るとの動きを示した。文化面では、フランス語圏(Francophonie)が組織として中心的な役割を果たしており、文化技術協力機関(ACTT)、TV五(フランス語圏テレビ)等が媒介として重要である。⁽³⁴⁾

二 フランスの対アフリカ政策決定過程

フランスの対アフリカ政策は近年大きな転換をみせることになるのであるが、その過程で注目されるのは、政策決定のあり方自体も争点となっていることである。以下では、伝統的なフランスの対アフリカ政策決定過程の特徴を以下の三つに要約し、分析する。

(1) 大統領中心

フランスの対アフリカ政策決定過程においては、従来から大統領の役割が大きい。これは、外交政策における大統領独自の役割を定めたフランス第五共和制憲法(第五条)及びその後の政治運営において確立された慣習によることは言うまでもない。実際、外交政策は(実際に以上に誇大に言われているくらいはあるが)大統領の「専権事

項」(domaine reserve)と考えられてきた⁽³⁵⁾。しかし対アフリカ関係においては、その性格自体に由来する次のような事情をも考慮する必要がある。

まず、アフリカ諸国が多かれ少なかれ権威主義的な政治体制の下にあり、大統領が主要な決定を独占するという状況の下では、外交のプロトコール上の観点からも、フランス側においても国家元首たる大統領が前面に出てこざるをえない面がある。更に、先に述べたようにフランス・アフリカ関係の特徴の一つがその感情的繋がりにあるとすれば、首脳同士が「友人」として接触を密にすることが求められのである。同時に、フランスとアフリカの間のパターナリスティックな繋がりを考えると、「父」たるフランス側パートナーとしてはそのイメージに相応しい人物が求められることになるのである⁽³⁶⁾。その点からすれば、「父」イメージを體現したドゴール (de Gaulle) 大統領という強烈な個性が残した遺制の大きさが極めて重要であると思われる。

大統領中心のアフリカ政策決定のあり方は、アフリカ担当の歴代大統領顧問が今まで果たしてきた役割をみれば歴然とする。特にフォカール (Foccart) は、ドゴール・ポンピドゥー二代の大統領に任せ(更に保革共存政権時に当時のシラク首相にも仕えた)、「フォカール・ネットワーク」(Reseau Foccart)といわれる個人的な繋がりをもたにして事実上この間のフランスのアフリカ政策を「仕切って」いた⁽³⁷⁾。大統領府においては、大統領を補佐する顧問が政策領域別に通常配置されるが、外交政策担当顧問と同格でアフリカ担当顧問が任命されるのは示唆的である。近年はアフリカにおける構造調整政策の重要性を反映して、アフリカ担当顧問を経済担当補佐官が政務補佐官と並んで補佐する体制となっている。この大統領府「アフリカ班」は、北アフリカを除くサハラ以南アフリカに関する権限を有し、大統領にアフリカ問題に関するブリーフィングを行い、政府に大統領からの指示を出す等の役割を果たしている。

以上の記述は、保革共存政権の場合には、若干修正する必要がある。特にバラデュール内閣においては、ミッテラン大統領の受動的姿勢もあり（ミッテラン大統領は癌のため当時政務への関心を減退させていたことが現在では明らかになっている）首相府が強力なイニシアティブを外交政策においても事実上（形式的にはバラデュール首相はミッテラン大統領の「顔を立てる」形をとった）発揮したといわれる。同時期には、アフリカ政策に関して大統領府と首相府において交互に週一回関係官庁からの参加も求めて調整会議を開き、主要な政策の決定が行われていた。

政策決定過程における大統領の優位は、次に述べるロビー政治を必ずしも否定するものではない。反対に、大統領が明確な政治的意思をもたない場合には、むしろ関係官庁による行政的な問題処理を阻害し、有力ロビーがその政策を自律的に遂行するのを助長する面があることに注意する必要がある。

(2) 権力の拡散（ロビー政治）

フランスのアフリカ政策は、「複数」存在するといわれる。すなわち、複数の政治家ないし（及び）官庁が、独立したアフリカ政策を推進していると指摘されることが多い。こうした事態は、アフリカに限らず中近東政策の決定・実施過程においても見られる。また、有力な民間アクターも独自の大きな役割を果たしている。フランスの外交を本来司るべき外務省の統制が、これら地域に独自のプレゼンスを有し、情報を管理するとともに独自の影響力を有する他のアクターに対し及ばないことがその背景にあると考えられる。アフリカ政策に関しては以下のアクターの存在が指摘できる。

—有力政治家のネットワーク

共和国連合 (R.P.R.) のパスクワ (Pasqua) 元内相は、アフリカ各地に独自のネットワークをもっているといわれる。⁽³⁸⁾ もともと性格的にアフリカ人と合うものをもっている上に、同郷のコルシカ人がアフリカにおいてカジノを経営し有力となっていることも幸いしているといわれる。しかし、パスクワ元内相がアフリカで影響力を有する最大の原因は、内相及びオー・ドゥ・セーネ県知事としての権限をフルに活用してきた点に求めなければならない。近年フランス内務省は、治安維持援助と称して首脳の警護隊の組織化を支援してきており、身の安全に不安のあるアフリカ首脳から重宝がられている。更に、パスクワ元内相が現在も知事を務める財政的に豊かなオー・ドゥ・セーヌ県では、地方自治体として独自にアフリカ諸国への援助を予算に計上している。

パスクワ元内相ほどのネットワークはないものの、他にも独自の影響力をアフリカにおいて有する政治家もおり (特に共和党関係者)、これは政党への政治資金の流れとも関係していると言われる。総じてフランスの政治家のアフリカでの影響力争いは、フランス国内での影響力争いと密接に結びついている。

—官庁独自のネットワーク

独自のネットワークをもった官庁としては、国防省及びその公安部局 (対外公安局 D.G.S.E.) があげられる。国防省は、アフリカに五千人以上の兵力を駐留させており、また軍事協力協定に基づく物資援助・技術協力によって基地のない国に対しても大きな力を有している。日頃情報の少ないアフリカにおいて最大の組織たる軍は、情報の管理者として本国政府を操作する潜在能力を有すると考えられている。実際、ミッテラン政権によるルワンダのハビヤリマナ (Habyarimana) 政権支援には軍事関係者による情報操作が少なからぬ役割を果たしていたとする主張もある。

他方、公安当局の役割については、近年その内部事情を明らかにした出版物が関係者によって刊行されており、それを通して公安当局が必ずしもフランスの公式政策と同一とはいえない行動を起こしていたことが明らかになっている。⁽³⁹⁾特にスーダン南部の反政府ゲリラ鎮圧のために、フランス軍・公安当局はスーダン政府を武器の供与を含めて支援しているといわれ、フランス政府の公式の政策との矛盾が指摘されている。⁽⁴⁰⁾

— 民間のネットワーク

企業等民間のアクターの中にもアフリカにおいて独自のプレゼンスを有し、フランスのアフリカ政策に無視できない影響力を行使しているものがある。特に、原油産出国におけるフランス企業 E L F の役割はつとに知られている。特にガボン、コンゴ、アンゴラにおいては E L F の影響力は大きく、フランスのこれら諸国に対する政策を事実上左右しているといわれる。E L F 社長の任免は実際フランスにおいて政権交代の度毎に問題になるなど、フランス政界との密接な繋がりが何える。その他、水供給・コミュニケーション会社の *Generale des eaux* や *Lyonnais des eaux*、建築会社 *Bouygues* 等も大きな影響力をもっているといわれる。⁽⁴¹⁾

アフリカにおいて大きな力を有するその他の民間のアクターとしては、フリーメーソンが挙げられる。⁽⁴²⁾組織の性格上(秘密主義)詳しいことは不明であるが、フランスの政・財界の有力者のかかなりの部分はフリーメーソンの会員であり、アフリカの指導者の多くも会員であるといわれている。

(3) アフリカ政策コミュニティーの存在⁽⁴³⁾

アフリカ政策決定過程が拡散状態にあるにもかかわらず、アフリカ政策に関わる者が相対的に限定されかつ安定

しているために、ある種の凝集性が保たれている。政治家、官僚、民間アクターともにアフリカに関わりをもつ者は比較的限られている。またこうした「アフリカ・ハンド」はその専門性、人的繋がりがゆえに、比較的長期にわたってアフリカとの関わりを保つことが多い。そのため、パリのアフリカ関係者のことを「村」(village)にたとえてその独特の雰囲気伝えようとする向きもある。⁽⁴⁴⁾

フランスの対アフリカ政策が、政権の交替や、相異なる利害をもった有力なアクターの存在にも関わらず、大筋で一定の継続性が保たれてきたのはこうしたアフリカ政策コミュニティの存在によるところが大きい。

三 フランス・アフリカ関係の環境変化

以下では、冷戦後の新しい国際環境の下でのアフリカの戦略的位置の転換、アフリカ経済の世界経済での周辺化、そしてアフリカ・フランス双方における世代交代と民主化のインパクト、の順でフランス・アフリカ関係をとりにくく環境の変化の態様を分析する。

(1) 冷戦後のアフリカのフランスにとっての意味

世界大の冷戦が終了したことによってアフリカがフランスにとってもつ意味はどのような変化を被ったのだろうか。多くの事象が錯綜しているだけに、冷戦自体とアフリカの繋がりを抽出するには困難が伴うが、ここでは冷戦最中のフランス・アフリカ関係との比較を手がかりにして、冷戦終了がもたらしたアフリカ自体の意味の変化

と、冷戦終了による新しいフランス外交の全般的対応の中で対アフリカ政策が被った変化の二つにわけて考えてみたい。⁽⁴⁶⁾

(イ) アフリカ自体のもつ意味の変化

まずアフリカ自体のもつ意味はフランス側からすればいかなる変化がみられるのであろうか。冷戦下でのアフリカのフランスにとっての意味については現在二つの異なる解釈がみられる。一方では、フランスはアフリカにおいて冷戦の一つの戦線を担当(その意味でアメリカを補完)していたとみ、アメリカもフランスの影響力が共産主義政権がアフリカで誕生するのを防止することになるとして西側の一員フランスにフリー・ハンドを与えていたとする。⁽⁴⁶⁾ かかる見方からすれば、冷戦の終了によってアメリカ等との競争関係が激化することが予想される。またフランスのアフリカ政策が冷戦上の考慮によってなされていたとすれば、アフリカの一部地域の戦略的価値が低下し、フランスのアフリカへの関心が低下することが考えられる。

他方冷戦の高揚期にあっても、フランスは米・ソの対立を利用し、一貫してフランスの独自利益を追求してきたとの見方もある。⁽⁴⁷⁾ こうした見方からすれば、冷戦の終了によってもフランスのアフリカへの関心、目的は変わらなない。ただし、冷戦の「重し」がなくなったことで、アメリカ等との競争が激化することが導き出される。

本稿の立場は、基本的にフランスはアフリカにおいて独自利益の追求を目指していたとするものであるが、同時にアフリカにおいても冷戦の圧力は強く、アメリカの立場を尊重する色合いをだすことよってのみフランスは一定の行動の自由をアメリカから得ることができたとするものである。更に、冷戦において米・仏両国の利害は共通する部分が大きく、政策の潜在的な相違、ひいては衝突がアフリカ(特にフランス語圏)において殆ど表にでることがなかったと考えられる。この見方に立てば、フランスはアフリカにおいて冷戦上のモチーフももっていた以

上、アフリカ自体への関心の一部も冷戦の終了によって変化を被ることになる。そして、もはやアフリカでのフリー・ハンドは許されず、アメリカ、さらにはEU諸国との間でも政策の違いが表面化することが予想される。

(四) 冷戦後のフランス外交再編におけるアフリカの位置の変化

フランス外交はベルリンの壁崩壊によって生じた戦略的变化への対応を模索している途上であり、未だに明確な方向性は打ち出されておらず、転換期の様相を多分に呈している。しかしながらいくつかの兆候はでてきており、以下の二つを挙げることができる。⁽⁴⁸⁾

— 欧州統合の推進

ドイツの統一によってEUにおけるフランスの圧倒的な力が弱まり、経済大国ではあるが政治的に口は出さないとの従来のドイツとは異なる政治大国としてのドイツをどのように扱うかが問われるようになった。フランスでは欧州統合のもつ意味について論争がなされ(特にマストリヒト条約批准の国民投票の際)、果たしてドイツの影響力が優勢となるような欧州統合を積極的に推進すべきかどうか議論された。しかしEUを推進することによってドイツの単独のヘゲモニーを避けようとする以外に取りうる政策が他に見あたらない以上、今後ともEU統合を推進していく方向が確認され、シラク政権によっても引き継がれている。⁽⁴⁹⁾

EU統合がフランスのアフリカ政策にとってもつ意味はどのようなものがあるのだろうか。一般的には、伝統的にフランス外交の流れにおいて、欧州とアフリカは二律背反の関係にあることが指摘されてきた。確かに過去の欧州建設の過程においては、一九五〇年代の「ユーロ・アフリカ構想」や、ロメ協定に至るアフリカ諸国等との連合の動きにみられるように、欧州統合とアフリカ重視の政策を矛盾なく進めようとの試みがなされてきた。しかし、フランスが欧州の中に「埋もれる」ほど、基本的に二国間関係であるアフリカとの関係が薄くなる力学が働くこと

は否定できない。アフリカ諸国の指導者がこの点に関して非常に鋭敏なのは理由なきことではない。

その他以下の二点が指摘できよう。まず、EUは共通外交政策の推進に向けて努力をしており、アフリカ問題に關しても南アフリカ、ナイジェリアにおける軍事政権成立と人権侵害、ニジェールにおけるクーデター等に見られるように、EUとして共通の立場を表明することが原則となってきた（特に人権問題）。フランスがアフリカにおいて独自利益の追求を露骨に推進しうる余地は次第に限定されてきているのである（民主化、軍事介入等）。ルワンダ問題におけるように、中部アフリカ（ザイル、ルワンダ、ブルンディ等）で従来から意見の異なってきたバングーだけでなく、NGOの影響力の強い新加盟のスウェーデン等北欧諸国との対立も既に表面化している。第二に、EU統合の当面の焦点である経済・通貨統合の実現を目指して緊縮財政がとられているために、フランス外交の展開の手段が限定されてこざるをえない。従来からフランス外交を特徴づける要因としてその掲げる目標の大きさと手段の限定性の間のこうした対照が指摘されてきたが、近年ますますその傾向は強まっている。こうして間接的に、EU統合は従来から使途をめぐり批判のあったフランスのアフリカ向け支援（経済・軍事援助）を圧縮する方向に働いていることも見逃せない。

― 国連重視

冷戦後のフランス外交において顯著なのは国連を中心とした外交の重視である⁵⁰。その背景にあるのは、もとより米・ソの対立によって長い間機能不全に陥っていた国連の政治的役割が見直されてきていることや、国連が国際社会の正統性の根拠として重視されてきていることがある。しかし根本的には、フランス外交にとって国連安全保障理事会常任理事国としての地位が外交上の手段として従来に増して重要になったとフランス外交エリートが認識するようになったことが重要である。冷戦の下で可能であった独自性の追求、EUにおける優越的発言力等によって

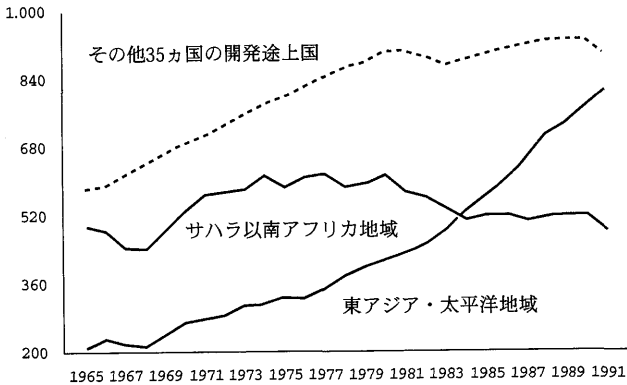
確保されていたフランスの行動の自由が、新たな国際情勢の下では確保が難しくなった。また、核兵器についてもその正統性が、フランスの一連の核実験に対する世界的な抗議の嵐にみられたように、掘崩されてきており、外交的有効性を著しく喪失している点も見逃せない⁵¹⁾。そのためフランスは国連を強化し、かつ常任理事国としての地位を守るために、P K Oに積極的に参加するようになっていく⁵²⁾。

こうした国連重視の方向はフランスのアフリカ政策にどのようなインパクトをもたらすのであろうか。一般的には、国連が活性化し、国際的にますます大きな役割を果たしていくことがフランスの利益であるとの根本的な外交方針からすれば、フランスが自己の「裏庭」としてアフリカで国連の決議等に反して行動することが次第に困難になってくるのが予想される。リベリアにおける西アフリカ経済共同体 (E C O W A S) による平和維持への消極的姿勢、マヨット諸島の領有権をめぐるフランスを非難する再三の国連決議を無視して自己の立場を貫く等の行動は、今後次第にフランスの外交方針自体との矛盾を深めずにはいられないであろう。総じてフランスは、アフリカにおいても「責任あるメンバー」としての役割を果たすことが求められてこよう。

(2) アフリカ経済の世界経済での周辺化

一九八〇年代はアフリカにとって「失われた一〇年間」と呼ばれる。実際、統計でみるとアフリカの凋落ぶり⁵³⁾は、一方でN I C S等のめざましいパフォーマンスがあるだけになおさら目につく。この間一人あたりG N Pが低下したのはサハラ以南アフリカのみである(図一)。しかもフランス語圏アフリカにおいては、フランスによる「強いフラン政策」もあり、C F Aフラン高による競争力の低下に一層苦しむことになった(図二)。

図1 1人あたりGNP



出所 L'ajustement en Afrique, Rapport de la Banque mondiale sur les politiques de développement (Washington, D. C., 1994), p. 21.

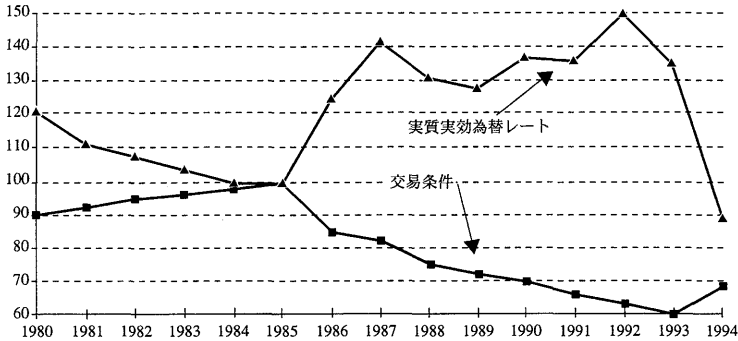
こうしたフランス語圏を中心とするアフリカ経済の停滞は、以下のような変化をフランス・アフリカ関係にもたらしている。

(イ) アフリカにおいても、従来から繋がり深いフランス語圏諸国から、ナイジェリア、ケニア、南アフリカ、ジンバブエなど経済的に重要な英語圏諸国向けの貿易、投資が増加してきている。特に、南部アフリカへの進出は、数多くの政府ミッションが同地域を近年訪れるなど、政策的になされている点が注目される。

(ロ) アフリカへの支援は経済的にフランスにとってもたらずものが少なく、逆に世界経済成長地域であるアジアとの関係拡大の障害となっているとするテクノクラートの批判がフランス国内で醸成されることになった。その点で五〇年代にフランス国内で一世を風靡した「カルチェ主義」(フランスに高ききであるとの主張)が復活しつつあるとの論調が最近みられるのが注目される。⁽⁵⁴⁾

(ハ) フランス企業の中では、プジョー等の自動車メーカー、

図2 CFA フラン圏諸国における競争力



出所 The World Bank (Africa Region), *A Continent in Transition: Sub-Saharan Africa in the Mid-1990s* (Washington, D. C., 1995), p. 22.

クレディ・リヨネ等の銀行をはじめ殆どの大手企業においてアフリカ向け部門は、競争が殆どないことから利益マージンが大きく、全体の売り上げに占める割合は低いにも関わらず重要な位置を占めてきた。⁽⁵⁵⁾ こうした大企業において近年アフリカ離れが進んでいるという。またアフリカとの貿易に特化した企業においても、アフリカ経済の停滞に伴って業績不振に陥るものが増大していた。更に一九九四年のCFAフラン切り下げによって、従来為替レートの固定化によって高めに購買力を維持されてきたアフリカ諸国の都市住民、特に政府・軍関係者を顧客とするフランスからの輸入を扱う貿易業者は決定的な打撃を受け、衰退の道を歩んでいる⁽⁵⁶⁾。これらの伝統的にアフリカと関わりの深い企業にかわって注目されているのが、世銀・IMFによる構造調整政策の中で民営化が進む水供給・電気等のサービス部門におけるフランスの大手企業 *Générale des eaux* や *France Telecom* の進出である。⁽⁵⁷⁾

このようにアフリカ経済の停滞は、アフリカ進出フランス企業の再編をもたらしたが、それがフランスの対アフリカ政策にもたらずインパクトは一義的なものでなく、必ずしも明らかでない。しかし伝統的なアフリカ関連企業を中心にした狭いサークルでのアフリカ政策形成

は、アフリカ進出企業の再編成によって挑戦を受けていることは確かであろう。

(3) 民主化と世代交代

アフリカにおいては、ザイールのモブツ大統領(在任一九六五)、トーゴのエヤデマ(Eyadéma)大統領(一九六七)但し一九九一(九三除く)、ガボンのボンゴ(Bongo)大統領(一九六七)など古くからの指導者が末だに政権にある国もあるが、多くの国で着実に世代交代が進んでいる。⁽⁵⁸⁾ その点で象徴的なのは伝統的なフランス・アフリカ関係を体現してきた象牙海岸のウフェ・ボワニー(Houphouët-Boigny)大統領が一九九三年一月に死去したことである。フランス政界で大臣を務めるなど活躍し、フランス政界を知り尽くし知己の多かった同大統領は、フランスとアフリカの緊密な結びつきを象徴した人物であった。その後継をベディエ(Bédié)現大統領と争ったのがアメリカの大学出身でIMF勤務の経歴をもつウアタラ(Ouatara)元首相であったのは象徴的である。更に、アフリカ諸国での一九九〇年代始めの一連の民主化の結果、野党から政権についた指導者たちは若く、フランスとの強い結びつきをもたない者が出ているのは注目に値する。

他方フランスにおいてもアフリカ政策エリートの世代交代は着実に進みつつある。フランスにおいて伝統的なアフリカ外交政策を体現する人物はフォカール元大統領府事務総長であり、シラク大統領の信が篤く大統領府で再びアフリカ担当顧問に任命されるものと考えられていた。しかし結局公的タイトルのない私的顧問としてオフイスを与えられたにすぎなかった。たしかにフォカール氏はシラク大統領に対して大きな影響力を現在も有していると報じられている。しかし高齢であり、フォカールの協力者たちがフォカール後も引き続き影響力を保持できるかどうか

か疑問がもたれるところである。新しい世代のフランスの外交エリートは今後ますます影響力を増してくるであろう。

更に、フランスでは相次ぐ政治家の汚職事件に対して国民の目が厳しくなってきた。従来はあまり取り上げられることのなかったアフリカを舞台とする汚職に対してもNGO等から批判が行われるようになってきている。⁽⁵⁸⁾

四 フランスの対アフリカ政策の転換

フランスとアフリカの間の伝統的な関係は、先に述べた構造的な変化の中で、転換が迫られている。そうした視点からすれば、一九九四年のCFAフラン切り下げをはじめとするバラデュール (Balladur) 政権の一連の政策は、こうしたフランスのアフリカ政策の転換の端緒として極めて重要である。以下では、フランスとしてIMF・世銀の構造調整政策遂行をノンプロ援助の条件とする方針（「アビジャン・ライン」）の採択、CFAフラン切り下げ、軍事政策の変化、対外経済協力政策の改革の動きを取り上げ、その意義を分析するとともに、その背景を特にフランスにおけるアフリカ政策エリートの再編成の観点から考察する。

(1) 「アビジャン・ライン」

フランスは一九八〇年代アフリカ諸国の債務が深刻化するにつれて、財政支援等の形でこれら諸国への援助を増大させていった。IMF・世銀がこれら諸国の債務不履行を理由に資金を停止すると、フランスにとっては自身の

厳しい財政事情の中では、もはやこれ以上単独でこれら諸国（特にカメルーン、ガボン、コンゴ、象牙海岸）を支えることはできない状態となっていた。

こうした中で、当時のバラデュール首相は、一九九三年九月二三日付け「ル・モンド」紙への寄稿で、「フランスのこれら諸国（筆者注—フラン圏アフリカ諸国）への支援の半分以上が『運転経費』に使われており、未来のために使われていない」と述べるとともに、次のように今後のフランスの政策を示した。「今後は、経済再建政策を実施している国のみがフランス及び国際社会の長期的な支援対象となる。世銀、IMF等がアフリカ諸国を支援するよう、フランスとしてはあらゆる影響力を行使する用意があるが、国際金融界及び良い統治の規則とは無縁でいようとする国には今後は支援できない。」具体的には、IMFとの合意がなければフランスとして財政支援等のノンプロ無償援助は行わないとの形でこの方針は政策として実施に移された。経済協力関係者の間ではこのフランスの新政策は「バラデュール・ドクトリン」と呼ばれることになった。その後一九九四年七月のバラデュール首相のアフリカ訪問（セネガル、象牙海岸、ガボン、及びフランス軍が当時展開していたザイルのゴマ）の際も、この政策は再確認された。シラク政権が成立すると同ドクトリンの扱いが注目されたが、結局変更なく今日まで至っている。ただ呼称のみは、前政権色を払拭するため、「アビジャン・ライン」⁽⁶⁰⁾（バラデュール首相が同ドクトリンをアビジャンでの演説で再確認したのに因んで）と関係者の間では改められた。

「アビジャン・ライン」は、CFFAフラン切り下げを予告するものであった。なぜならフランスとしてアフリカ諸国にIMFが勧める構造調整政策の受け入れを迫る一方で、IMF・世銀が以前から求めていたCFFAフランの切り下げを引き続き拒否することは矛盾するからである。

(2) C F A フラン切り下げ

一九九四年一月一日、ダカールで開かれたフラン圏諸国首脳会議は、翌一二日をもって一九四八年以来〇・〇二仏フランに固定されていたレートを五〇％切り下げすることを決定した。⁽⁶¹⁾ 切り下げは過去に何回か噂されていたが、タブーと考えられてきた。それは交換レートがフランス・アフリカ関係の中心メカニズムとして機能を果たし、単なる経済的措置を超えた象徴的な意味を有する政治的措置であったからに他ならない。⁽⁶²⁾ 「歴史的」と評されるこの措置をフランスがとるに至った背景⁽⁶³⁾が何かを知ることが、フランスの対アフリカ政策の動向をみる上で欠かせない。ここでは、そうした観点から今日知りうる限りで切り下げの決定過程を分析することとしたい。⁽⁶⁴⁾

(イ) 切り下げ前史

切り下げの直接の前史は、一九九二年に遡る。⁽⁶⁵⁾ この時は、大蔵省国庫局の主導で準備されたが、根回しが足りずうまくいかなかったという。ミッテラン大統領は、アフリカ諸国の首脳が納得しなければならなかったが、彼らは強硬に反対したため、実現しなかった。

このように切り下げは当初、大蔵官僚を中心とする財政テクノクラートによって構想されたこと、またそれが政治的に準備不足であったことはその後の展開をみる上で重要である。

しかし一九九三年八月には、度重なるC F A フラン持ち出しに対抗するため、フラン圏外に持ち出された紙幣の仏フランへの交換を一時停止する措置がとられた。これは切り下げを暗示したものとして重要である他、仏フランという世界の主要通貨への兌換性によって資金が海外へ持ち出されていたこと（しばしば不法手段による）に対して一定の歯止めがかけられた点でも意味のある措置であった。

(ロ) 切り下げ決定の過程

今回の切り下げの経緯は、既に報道等によりかなり明らかになっており概ね以下のようであったと考えられる。⁽⁶⁶⁾
 まず一九九二年切り下げを進めようとした大蔵省(当時は経済・財政・予算省) 国庫局のルロリエ (Le Lorier) 債務・開発課長がバラデュール首相の経済顧問という要職についたことよって、それ以降首相府が切り下げのイニシアティブをとることになった。一九九三年九月に政府内で切り下げが不可避であるとの方針を確認、主導者たちは最後の難関であるミッテラン大統領をどのように説得するか精力を集中する。その材料を提供したのがアフリカ諸国を訪れた IMF ミッションの調査結果であった。その結果によってフランスが「袋小路にあることがわかった」⁽⁶⁷⁾という。切り下げが不可避であるとの上申を一二月に受けたミッテラン大統領は、アフリカ諸国首脳自身が切り下げの必要性を納得すること、フランスが象牙海岸等の債務に関して特別の措置をとること、国際金融機関が付随的な支援措置をとること、の条件を提示した上で、方針を了承した。これを受けてバラデュール首相は、カムデシュ (Camdessus) IMF 専務理事、プレストン (Preston) 世銀総裁とパリで会談し、フランスの切り下げ方針を伝えるとともに、これら国際金融機関の支援を求めた。

一月一日の C F A フラン圏諸国首脳会議がその決定の場として考えられたが、同会議はそもそも経営困難に陥っていた Air Afrique 社の救済問題が公式の議題として事前に提示されていた。直前に切り下げの噂が一部報道機関によって流されたものの、秘密は守られていた。会議では、もともと切り下げによってフランスの経済効果が期待された象牙海岸など切り下げ賛成派や、フランスによって強い働きかけを受けた議長国のセネガルが賛成に回り、長時間にわたる激しい議論の末、最後まで反対したガボンを押し切り決着したという。

(ハ) 切り下げの背景

フランスが最も重視した直接の要因が、フラン圏諸国、中でもカメルーン、コンゴ、象牙海岸、ガボンの重債務国の債務支援がフランスの能力を超えるものとなったことか、それともCFAフランの域外持ち出し額が切り下げの噂によって膨大なものとなったためか、議論がある。しかし切り下げの経済的背景については既に研究がなされている(注で掲げた関連文献参照)ので、ここでは、政策決定過程上注目すべき点につき述べることにする。

第一に、CFAフラン切り下げを推進したのは、大蔵省国庫局、首相府、大統領府アフリカ班、外務省、協力省などに集まるテクノクラートであったといわれている。もとよりこれら組織全てにおいてコンセンサスがあったわけではないが、各組織内の切り下げ推進派が一九九二年以降主導権をとったものと考えられる⁽⁶⁸⁾。主な切り下げ推進派は、ルロリエ首相経済顧問、ノワイエ(Noyer)蔵相官房長、国務院出身のピユート(Peuilleute)協力相官房長、セヴェリノ(Severino)協力省開発局長⁽⁶⁹⁾、これもENNA(国立行政学院)出身の高級官僚(ピユート官房長を除いて全て大蔵官僚出身)であった。反対に切り下げに頑強に抵抗していたのは、伝統的アフリカ外交の主張者であるフォカール元大統領府事務総長の系統の者たちであり、シラク現大統領(当時パリ市長)も反対と考えられていた。当初シラク氏寄りとみられていたルッサン(Roussin)協力相(元シラク・パリ市長官房長)は、途中でバラデュール首相派に転向⁽⁶⁹⁾、また同協力相の側近でシラク氏に近い大蔵省国庫局出身のゼラ(Zerah)官房長が中途で首相府からの圧力により解任されたのは、切り下げに反対したためであったといわれる。切り下げ反対派は次第に政策決定の過程から遠ざけられ、政府内のコンセンサスが形成されていった。こうした一連の過程では、集権的かつ権威的な政治手法をとったバラデュール首相の存在が極めて重要であった。

第二に、バラデュール首相が切り下げに踏み切る上で大きな役割を果たしたのは、ドゴール派の重鎮メスマール(Mesmer)元首相であったといわれる。同元首相は、一九八七年七月にCFAフラン圏の問題を調査するため当

時のシラク首相によってアフリカに派遣されたこともあり、また元植民地総督としてアフリカの事情に精通した人物であった。当時メスマール元首相は、バラデュール首相の信頼の篤い側近として知られていた。メスマール元首相は、切り下げがタブー視されていた早い時期から切り下げを主張して注目されていた。大統領選挙を控え、その帰趨に大きな影響をもつといわれるアフリカを中心とする海外在任フランス人の票が無視できない中で、彼らが強く反対するCFAフランの切り下げは「アフリカ切り捨て」として政治的に利用される惧れがあった。また大蔵テクノクラート中心に進められてきたCFAフラン切り下げをアフリカとの関係が薄いバラデュール首相が決断する上で、ドゴール派のアフリカ人脈の一人であるメスマール元首相の存在は大きかったと考えられる。

(3) フランスの対アフリカ軍事政策の見直し

バラデュール政権下では、先にふれた「アビジャン・ライン」やCFAフラン切り下げという従来の政策を大きく転換する決定がなされた。アフリカと何の感情的紐帯もないといわれ、フランス政界の中で最も「親アングロ・サクソン」的と評されるバラデュール首相の存在が、こうした一連の政策転換を可能にしたことは明らかである。ドゴール以来の伝統的なアフリカ政策の転換を選挙綱領に掲げて当選した社会党のミッテラン大統領の下では当初の改革の試みが頓挫し、伝統的アフリカ外交が継続され、むしろ穩健保守のバラデュール政権の下で改革が実現され、しかもそれはミッテラン大統領の消極的姿勢を押し切ってなされたのは興味深いものがある。⁽¹⁾

バラデュール政権は、対アフリカ軍事政策に関してもいくつかの変化の兆候を示す政策(ルワンダ、アフリカ平和維持軍構想)を示したが、根本的な改革を行うまでには至らなかった。その点で、アフリカを「第二の故郷」と

言つてはばからないドゴール派の頭領であるシラク大統領の下で、現在フランスの軍事政策の根本的な改革（フランス軍全般に関するものだが、当然アフリカにも影響が及ぶ）が進められているのは興味深いものがある。シラク大統領は、アフリカの友好国から批判の強い「アビジャン・ライン」についてもその見直しを行わず継続するなど、言辞と異なり、実際にはかなりバラデュール政権の方針を引きついでいるとみることができるのである。以下では、バラデュール首相、シラク大統領の下での対アフリカ軍事政策の変化を分析する。

(イ) トルコ石作戦（一九九四年六月二日―八月二日）

一九九四年四月六日、ルワンダのハビヤリマナ大統領とブルンディのンダダエ (Ntandaye) 大統領の乗った飛行機がキガリ空港付近で何者かによって撃墜され、両大統領は死亡した。その後の混乱の中でルワンダではフツ族のハビヤリマナ大統領の報復を叫ぶフツ族によるツチ族の大量殺戮が発生した。他方、ツチ族を中心とするルワンダ愛国戦線 (RPF) は攻勢を開始し、今度はツチ族による報復を恐れたフツ族が大量の難民となって隣国に流出した。

こうして起こったルワンダ問題は、フランスに厳しい選択を迫ることになった。というのも、一方ではフランスはミッテラン大統領が就任してから、⁽⁷²⁾ハビヤリマナ政権に対して、ルワンダが旧フランス領でないにも関わらず軍事協力を行い（それ自体はザイルに対しても行われていたので珍しいことではないが）、供与された物資は突出していた。⁽⁷³⁾そのため、フツ族による大量殺戮にフランスが供与した武器が使われたのではないか、或いはフランス軍事顧問が虐殺を傍観していたのではないか、との国際的な非難にフランスはさらされていた。他方、フランスはルワンダにおいて、軍事協力協定を結んだ政権が反フランス的なRPF（しかも英語圏の隣国ウガンダに支援された）によって倒されるのを見逃せるかどうか迫られていた。こうした状況の下で、当初介入に消極的であったフラ

ンスは介入の方針を決め、一旦撤退した国連ルワンダ監視団 (U N A M I R) が再編されるまでの間緊急人道援助を行うとの「トルコ石作戦」を展開することになった。

トルコ石作戦の決定過程 (今日までに新聞等の報道によりその概略は部分的に明らかになっている) はフランスの動揺をみる上で示唆的である。レオタール (Léotard) 国防相は介入に反対したのに対して、ジュッペ (Juppe) 外相、ミッテラン大統領は介入を強く主張したという。そしてバラデュール首相は、最終的に同作戦に四つの条件をつけた上で介入を裁断した。⁽⁷⁴⁾ ここで興味深いのは、ともに介入を主張したとされるミッテラン大統領とジュッペ外相ではあったが、その狙い、形態はかなり違っていたといわれることである。ミッテラン大統領は、友人であったハビヤリマナ大統領に最後まで忠実であり、虐殺を扇動した疑いのある家族 (特にアガタ夫人) のフランス入国に便宜をはかった他、R P F の勝利を阻止するためキガリにフランス軍の派遣を主張したといわれる。他方、フランスとルワンダの過去のいきさつに無縁であり、C F A フラン切り下げにより「アフリカからフランスは撤退する」との噂が流れる中、外相としてフランス外交全体のアフリカでの信頼性を回復したいとの思惑があり、また大統領選挙を控えてシラク候補肩入れを鮮明にしてバラデュール首相と既に一線を画していたジュッペ外相は、フランスはこのまま事態を静観することはできないとして何らかの「行動」をとることを主張したとされる。こうした中で、決定を迫られたバラデュール首相は、先に述べたような条件を付して介入の態度を明らかにするとともに、大統領選挙を意識して、それが他の誰でもなく自己の決定であると印象づけようとしたのである。

トルコ石作戦は、たしかに「非典型的」⁽⁷⁵⁾であったが、以下の三点でフランスの対アフリカ軍事政策の動揺を示していたと考えられる。第一に、バラデュール首相はフランス軍派遣の条件として、国連の承認を得ることを求めたことである。バラデュール首相は自らニューヨークに赴き各国の支持を求め (シラク陣営からはバラデュール首相

の選挙運動以外の何ものでもないとの非難がなされるが)、従来であればフランスが単独で介入していたであろう場合であったにもかかわらず、国連の「お墨付き」を求めたのは国連重視の姿勢が、「バイ」による行動をとる傾向の強いアフリカにおいても現れたものとして注目される。

第二に、同作戦は「同床異夢」の性格が強かったことである。逆に言えば、事態の展開に応じてフランスの政策は変わり得たのであり、実際に展開したのは別の展開(キガリ侵攻など)をたどっていたことも十分考えられる。NGO等がフランスの作戦の動機が信じられないとして同作戦に懐疑的な態度をとっていたのは理由なきことではない。

しかし第三に、フランスは結局軍事協力協定を結んだ親仏政権が反仏政権によって武力でとって替わられるという事態は認めることになった。これはCFAフラン切り下げと並んで、ルワンダ問題がフランスのアフリカからの撤退の前兆であると評価される理由の一つである。フランス政府は、もともと中部アフリカはフランス領ではなかったであり、アフリカにおいて戦略的重要性をもっていなかったとの立場を今日とっている。しかし実際には、フランスは中部アフリカにおいてもベルギーをしのぐまでに勢力を伸張していたのであり、これは中部アフリカで一九八〇年代に一〇数回に及ぶ軍事介入を行ったことに端的に示されている。フランスは今回、事実上拡張していたフランスの中部アフリカにおける戦略的利益を、事態の進展の前に縮小したことに他ならないと考えられるが、更に今後のフランスの同地域(特にザイール)での動きに注目する必要がある。¹⁶⁾

(ii) アフリカ平和維持軍構想

アフリカにおける平和維持の構想は、アフリカ統一機構(OAU)の一九九三年総会において紛争処理メカニズムが設置されたことによって具体性を帯び始めた。域外諸国でも、それぞれ異なる視角、内容からではあるが、ア

フリカにおける紛争維持においてアフリカ人自身が果たすべき役割を強調するアプローチを取り始めていた。

アフリカにおける紛争解決・平和維持をめぐる上述の議論がおこった時は、バラデュール政権は基本的に好意的に対応した。フランスのアプローチの特徴は、既にフランス語圏アフリカ諸国においてフランスとの軍事協力が存在する国では、軍事的に共通性（指揮系統、兵器・装備等）がみられることを背景に、イギリスのような抽象的な議論でなく、下位地域（特に西アフリカ）レベルにおいて具体的に構想を進展させようとのものであった。フランス軍・政府関係者の間では、ルワンダでの経験から、アフリカで再び問題が生じる緊急時に、アフリカ諸国の軍が基本的には問題解決にあたるべきであり、フランスを含めた域外諸国はそれを支援することにとどめたいが、現状ではアフリカ諸国は態勢不足であるとの認識があった。

しかしアフリカ平和維持軍の構想については、次第にそれがアフリカ諸国から途方もない規模の援助を求める口実に使われ始めたことから、フランスはむしろアフリカ各国が緊急時に供出する部隊の整備に重点を移すようになった。

こうした一連のアフリカ平和維持の議論に関して、シラク大統領に近い者たちは、当初比較的冷やかな態度をとってきた。それは、フランスは多くのアフリカ諸国と二国間軍事協定を結んでおり、引き続きアフリカの平和と安定のために大きな役割を果たし続けるべきであるとの考えが背景にあったと思われる。彼らには、この種の議論は、バラデュール政権によって進められているフランスの役割の国際化による「アフリカ切り捨て」につながる政策の一環であるとの強い警戒感があった。先の大統領選挙におけるシラク候補の外交政策プログラムのなかでは、アフリカにおける平和維持がまず第一義的にアフリカ人自身の責任であるとした上で、こうした試みがアフリカ諸国に過重な財政負担をもたらさないようにすべきであるとしていた。⁽⁷⁾シラク政権になっても、基本的にこうしたアプ

ローチは引き継がれている。特に一九九五年一〇月三〇日第一八回英・仏サミットにおいて採択されたアフリカに関する共同文書においてこの分野で西欧連合(WEU)を中心にEU諸国の関与を高めるべき点で両国は一致した。⁽⁷⁸⁾

(ハ) フランス軍改革の動向とアフリカ

徴兵制の廃止をうたって大統領に当選したシラク大統領は、フランス軍の三分の一削減をはじめとする大規模な軍改革の方針を発表するとともに、徴兵制についても廃止するとの方針を明らかにした。フランス軍の大幅な削減は当然アフリカ駐留のフランス軍にも影響があるが、シラク大統領がフランス語圏諸国首脳会議出席のためベナンに向けて出発する当日、「リベラシオン」紙は、アフリカの軍事基地の幾つかが閉鎖ないし削減される案が政府内で検討されていると報じ、話題を呼んだ。⁽⁷⁹⁾ 基地を閉鎖するか否かは当該国との外交関係を考慮しつつ決定されるであろうが、駐留兵員は大幅に削減される可能性が極めて高い。更に、軍事顧問団と軍事協力代表部の二つがある国においては、一方の他方による肩代わりによって合理化を進めるとの動きもみられる。⁽⁸⁰⁾

冷戦後の新しい戦略環境にあわせてフランスの軍事戦略を修正すべきであるとの議論は従来からあり、⁽⁸¹⁾ 特にアフリカ駐留フランス軍はアフリカ諸国との防衛協定と同様見直しをすべきであるとの意見は政府内部においても根強いものがあつたといわれる。中央アフリカにおいて、駐留フランス軍の存在が中央アフリカ軍部の反乱を抑止できなかったこと、またコモロ、中央アフリカにおいて相次ぐ軍事介入をせざるをえなかつたことで、ますますアフリカとの軍事防衛協定の見直しを求める声が強まっている。こうした動きは、アフリカ諸国の国内安定とも密接に結びついているため、慎重に進められるであろうが、上述のアフリカ平和維持軍構想の進展具合にも影響されるであろう。

(4) フランスの経済協力体制改革の動き

先に述べたようにフランスの経済協力体制は、機能的ではなく（我が国における無償、有償、技術協力別のよ）に地理的に分化している点に特色がある。すなわち、フランス語圏アフリカに対する特別の扱いが特徴となっている。そのため、いかなる経済協力体制改革の動きも対アフリカ政策全般の見直しと同義にとられることになる。その点で、ミッテラン大統領の下で、当初コット（Cote）協力相が協力政策の合理化をはかろうとしたところ、アフリカ諸国首脳の反発を買い、ミッテラン大統領は同協力相を解任し、従来の政策に逆戻りすることになったことが想起されよう。⁽⁸²⁾

歴史的な遺産に基づき（協力省は植民地省を引き継いでできたもの）、つぎはぎをくり返した結果（協力省管轄地域を旧フランス植民地以外にも次第に拡大）、複雑で関係省庁の役割分担が明確でなくなったフランスの協力体制を改革する必要は、政府においても認識されてきており、大統領選挙の度に議論されてきた。しかし選挙が終わると改革案は、実行に移されないまま推移してきた。⁽⁸³⁾

バラデュール政権の下で、協力体制の改革の動きが表面化したのはもとより間近に迫った大統領選挙に絡んだものであった。だが同改革の直接の起源は国家機構の改革に関するバラデュール首相の諮問をうけた「ピック報告」⁽⁸⁴⁾に端を発する。同報告は特にフランスの外交体制の合理化の必要性を強調していた。これは、アフリカ問題に関しても外務省の発言権を確保し、一貫したグローバルな外交を展開することを主張していたジュッペ外相の考えと軌を一にしていた。大統領選挙の帰趨に関わらず、すなわちシラク大統領当選の場合でも、ジュッペ外相の首相就任

が有力視されていたし、ジュッペ外相の官房長でアフリカ政策合理化を唱えていた急先鋒であるドゥ・ヴィルパン (de Villepin) 氏がシラク陣営の選挙責任者に就任したことから同氏がシラク政権の下で大きな役割を演じることが明らかであったため、フランスの協力体制の見直しが選挙後必至であるとの見方が広がったのである。

実際ジュッペ内閣が成立すると協力省の地理的管轄が拡大され、協力体制改革の先駆けとなった (ロメ協定締結国が管轄地域とされた)。協力省は外務省の下に位置づけられ、フランスの外交の一環として協力政策を位置づける方向が示された。その一方で、廃止が噂されていた大統領府アフリカ班は存続 (しかしフォカール元大統領府事務総長は大統領顧問に任命されず) することとなった。そして協力省の廃止か存続かを含めた根本的な協力体制の改革は当面先送りされ、ジュッペ首相から協力相への使命を定めた書簡 (一九九五年六月六日付) の中で具体的な改革案の立案が指示された。

関係省庁の協議は難航を極め、特に協力体制の外務省の下での一元化を主張する外務省・協力省と、これに抵抗する大蔵省・フランス開発公庫の間の対立は大きく、予定されていたジュッペ首相による裁断は再三延期された。この間、ドゥ・シャレット (de Charette) 外相が協力省の吸収を発表し、これを大統領府及び外務省自身が直ちに否定するなど政治的駆け引きが活発化していた。初の外遊でアフリカを訪れたシラク大統領は訪問先でアフリカ諸国首脳による協力省存続を求めるロビイングを受け、協力省存続の方針を明らかにしたことによって、ジュッペ首相の裁断を待つことなく改革の帰趨が明らかになった。

一九九六年二月七日、ジュッペ首相は待たれていた裁断を発表したが、⁸⁵⁾ 中身に乏しく、改革の試みが挫折したことが明らかとなった。具体的には、(1) 開発援助関係閣僚会議 (首相の下に、外相、蔵相、協力担当相、予算担当相、貿易担当相、その他関係閣僚が出席) を最低年に一回開催する、(2) 関係閣僚会議に参加する関係省庁の間での

図3 協力省管轄地域 (champs)

| 地域区分 | 1994 | 1995(ACP諸国) |
|--------|---|--|
| 西アフリカ | ベナンーブルキナ・ファッソ ーカーボ・ベルデ 象牙海岸ーガンビアーギニア ギニア・ビサオーマリ モーリタニアーニジェール セネガル トーゴ | ベナンーブルキナ・ファッソ ーカーボ・ベルデ 象牙海岸ーガンビアーギニア ギニア・ビサオーマリ モーリタニアーニジェール セネガル トーゴーガーナリベリア シエラ・レオネ ナイジェリア |
| 中部アフリカ | ブルンディーカメルーン 中央アフリカ コンゴーガボンー赤道ギニア ルワンダ サントメ・プリンシペ チャドーザイール | ブルンディーカメルーン 中央アフリカ コンゴーガボンー赤道ギニア ルワンダ サントメ・プリンシペ チャドーザイール |
| 南部アフリカ | アンゴラーモザンビーク ナミビア | アンゴラーモザンビーク ナミビア 南アフリカーボツワナ レソトーユラウイ スワジランド ザンビアージンバブエ |
| 東アフリカ | ジブティ | ジブティーエチオピア エリトリア ソマリアーケニアーウガンダ スーダンータンザニア |
| インド洋 | コモローマダガスカル モーリシャス セイシェル | コモローマダガスカル モーリシャス セイシェル |
| カリブ海 | ハイティ アンティグア・バーブーダ ドミニカーグラナダ セントルシア セントクリストファー・ネイ ビス セントビンセント | ハイティ アンティグア・バーブーダ ドミニカーグラナダ セントルシア セントクリストファー・ネイ ビス セントビンセント バハマーバルバドス ベリーズ ガイアナージャマイカ ドミニカ共和国 スリナム トニリダード・トバゴ |
| 太平洋 | | フィジーーキリバス パプア・ニュー・ギニア ソロモン諸島ー西サモア トンガ ツバルーヴァヌアツ |

調整を定期的に行う、(3)外務省と協力省の関係緊密化をはかる(予算は外務次官の責任の下で調整される)、(4)仏開發公庫の管轄地域を協力省同様にACP諸国(EUとの口入協定締結国)及び南アフリカに拡大し、生産セクター、インフラ、地域開発の分野において十全の権限をもたせる、(5)協力省の全管轄地域において現地開発援助委員会を設置し、関係機関の調整を実施する、(6)援助の効率性の評価活動を強化し、作業委員会によって準備された報告書を、関係閣僚委員会の裁可を経て年に一回議會に提出する、が含まれている。⁽⁹⁶⁾

このようにジュッペ首相及び外務省主導による協力省の外務省への吸収という形でのフランスの経済協力体制の改革は確かに頓挫したが、その否定的側面のみを強調することは誤りであろう。協力省の管轄地域の変更(図三)は管轄の国にとっては既得権の見直しにつながる恐れがあるため反対が強く、政治的に実現が難しいと考えられていた。ACP諸国に対してEUが協定に基づき広範な協力政策を実施しており、これとの整合性をフランスとして確保する必要があるとの大儀名文によって障害を排して従来から必要性が指摘されていた管轄の変更が実現できたことは評価することができよう。今後はジュッペ首相の裁断で示された協力省と外務省の関係に関する作業をめぐる異なる立場の調整が課題とならう。

おわりに

フランスとアフリカの関係は、植民地関係の歴史に基づく特殊な相互依存関係であった。一九六〇年代の非植民地化にも関わらず、フランスとアフリカの関係は主権国家間の関係に収斂しないものであった。既に見たように、通貨・軍事面ではそれぞれCFAフラン、防衛・軍事協力協定によってアフリカ諸国の主権は制限されていたとい

える。しかしながら、フランス・アフリカの間は「相互」依存関係にあるのであり、フランスによる一方的なアフリカ諸国の支配としてみるのには正しくないであろう。アフリカのエリートはこうした相互依存関係に利益(しばしば個人的な物質・金銭面での利益)を見出してきたのであり、むしろ現状維持に利益をもつフランス・アフリカ双方のエリート層の(しばしば腐敗した)共棲関係としてみるべきであろう。⁽⁸⁷⁾

一部の論者はフランスにおいてフランス・アフリカ関係の「正常化」(normalisation)或いは「陳腐化」(banalisation)が進んでいるとしている。本稿で述べてきたように、シラク大統領とバラデュール元首相の政策の間にレトリックの大きな違いがありつつも政策の実質において継続性があるとすれば、現在みられる変化は「正常化」の方向にあるということができるかもしれない。しかしながらシラク大統領とバラデュール元首相の対アフリカ政策の間には根本的な違いがあることを忘れてはならない。バラデュール元首相の政策をマルチ(国際化)、シラク大統領の政策を「バイ」(伝統的二国間関係重視)として対比する見方は単純化しすぎるくらいはあるが当を得ていると思われる。バラデュール元首相に代表されるフランスの大蔵省・外務省テクノクラートの言辞には、アフリカとの感情的な結びつきを想起させるものではなく、他の地域と同様にアフリカを扱おうとの姿勢が読みとれる。それに対してシラク大統領らは改革を行うことによりアフリカを通常の外交案件と同じように扱おうとの姿勢はみられない。シラク大統領らにとって、現在進められている改革は、フランス・アフリカ関係を新たな基盤の上で強化するとの目標の下で行われていると考えられる。政策は内容の面で重なるものがあるが、その方向性は根本的に異なっていると言わなければならない。⁽⁸⁸⁾シラク大統領のスタンスは、「正常化」というよりも「再編成」と呼ぶべきものである。

「正常化」であれ「再編成」であれ、フランスとアフリカの関係が歴史的な転換期を迎えていることは確かである。

らう。長年タブーであったCFAフランの切り下げは心理的・政治的にフランス・アフリカ関係の現状維持の修正が可能であることを示した点で極めて重要である。現在進行中のフランスの軍事体制の見直しも、フランス・アフリカ関係に大きな影響を与えずにはおかない。

それにも増して重要なのは、フランスのアフリカ政策担当者に変化がみられることである。フランス外交の合理化を唱えるジュッペ首相、外務省アフリカ・マダガスカル局長を務めアフリカ問題に精通したドゥ・ヴィルパン大統領府事務総長をはじめとするシラク政権の立役者たちは、過去のアフリカ政策とは一線を画す立場を明確にしている。こうした新世代外交エリートは政権の違いにかかわらず、政府内関連部局の支持も得ており、今後ますます台頭していくことであろう。フランスの対アフリカ外交の冷戦後世界への適応は、変化した状況の中でこれら外交エリートによる「国益」の再定義という形で進んでいくのであろう。

注

- (1) ここでアフリカとは、特に断わりのない限りサハラ以南アフリカを指すこととする。フランスとこれらアフリカ諸国の関係は、旧フランス領か否か、CFAフラン圏に属するか否か、協力省の管轄地域(いわゆるchamps)か否か、で微妙に関係する国の範囲が変わってくる。
- (2) 例外的に我が国での研究として以下がある。小田英郎編『アフリカの政治と国際関係』(頸草書房、一九九一年)第一章「英・仏とアフリカ」(フランス部分は平林正司執筆、大林稔「冷戦後のフランスの対アフリカ政策」(林晃史編『冷戦後の国際社会とアフリカ』アジア経済研究所、一九九六年)。
- (3) 最近のフランス・アフリカ関係を「新植民地主義」と規定し、幅広く論及した研究として、Guy Martin, "Continuity and Change in Franco-African Relations", *The Journal of Modern African Studies*, 33 (1995): 1-20. があげられる。

- (4) シラク大統領は、一九九六年三月一六日、大統領選挙に向けた外交政策演説の中で次のように述べている。「外交政策を物質的利益だけで規定しないのが我が国の最も特徴的なことの一つである。フランスとアフリカの間には、別の次元の関係、すなわち心の関係があるのであり、それはなかなか早く我々の自由が脅かされた時に多くのアフリカ人によって流された血に基づいている。」*Discours de monsieur Jacques Chirac*, mimeo, 16 mars 1996.
- (5) これは広くフランス外交全般にあてはまることである。こうした観点からフランス外交を批判し、冷静に優先順位を規定し外交を再編することを主張しているのがフランス外交研究の大家アルフレッド・グロセル (Alfred Grosser) である。Alfred Grosser, "Le rôle et le rang", dans *Mélanges Marcel Merle. Les relations internationales à l'épreuve de la science politique* (Paris, 1993), pp. 193-200. 多少よりかかる主張は、フランス外交に具体的利益の追求がみられないといっているのではない。実際、フランス外交、特に対途上国 (フランス語圏以外) 政策は、極めて重商主義的色彩が濃い。
- (6) 「栄光」の追及は、ドゴールのみに個有的ものでなく、フランス政界全体によって共有されているとの指摘は、Jacques Adda et Marie-Claude Smouts, *La France face au Sud* (Paris, 1989), p. 8 にみられる。
- (7) アフリカ大陸においてイギリスとフランスが影響力を競い合っているとの認識を一九世紀末にファッシュョダ (スーダン南部) での英・仏の衝突に因んで名付けられたもの。現代ではむしろ「アングロ・サクソン」としてアメリカが競争相手として考えられることが多い。
- (8) これはドゥ・ギランユー (de Guiringaud) 元外相の言葉である。"L'Afrique est le seul continent encore à la mesure de la France, à la portée de ses moyens". "Une délicate frontière entre souveraineté et ingérence", *Le Monde*, 30 mai 1996. 引用。
- (9) もともと、当時存在したフランス語圏アフリカ諸国の地域機構「アフリカ・マダガスカル共同機構」が不活発であったのを補うためであった。Guy Martin, "Continuity and Change...", p. 7.
- (10) アフリカ指導者によるフランスへの「哀鳴」については、以下を参照。Jean-François Bayart, "Réflexions sur la politique africaine de la France", *Politique africaine*, no. 58 (1996), pp. 41-50.
- (11) フランス海外中央公庫 (CFD) の前身「初代総裁のマンドレ・ホステル・ヴィヌーネー (André Postel-Vinay) 氏は、フランスのアフリカ向けを中心とする援助は腐敗の温床となっているとして、退職後、マスコミ等でフランスの経済協力の現状

- を厳しく批判している。"Emprise de l'affairisme sur les financements français", *Le Monde diplomatique*, janvier 1992; "Nord-Sud: pour une nouvelle politique de développement", *Futuribles*, janvier 1993, pp. 3-25.
- (12) この点についてはフランス政府関係者自身による反省は、ハッサン協力相の議会での発言を参照。 *Journal officiel de la République française. Débats parlementaires*. Assemblée nationale 1er séance du vendredi 22 octobre 1993, p. 4736.
- (13) フランスのODAについては拙稿「フランスにおけるODA」『ODAの評価システム(Ⅱ)——理論と国際比較』(行政管理研究センター、一九九四年)所収にて簡単ではあるが概略を述べてある。より詳しくは、開発援助委員会(DAC)による援助政策審査報告書 *France. Development Co-operation Review Series* (Paris, 1994) が参考になる。なお現在同報告書の新版の準備が進行中である。
- (14) Dov Zerah, *Economie financière internationale. Les interventions du Trésor* (Paris, 1992), p. 172. 同書は、フランスのマルチODAの六〇%はアフリカ向けであるという。(p. 155)。
- (15) "Memorandum de la France au CAD", Direction du Trésor, 1994 に依る。
- (16) その他は、サハラ以南アフリカ以外の地域への資金援助 (protocole financier du Trésor) が大半を占めている。
- (17) 大蔵省の援助における役割については、その重要性にも関わらず殆ど研究がなされていなかった。NGOの側からそうした問題意識のもつてなされた研究として以下がある。P. Blaque-Belair, "Bercy-Bretton Woods: Le poids du ministère des Finances dans l'APD de la France et les liens avec le FMI", dans Observatoire permanent de la Coopération française, *Rapport 1996* (Paris, 1996), pp. 27-49.
- (18) アフリカ在住のフランス人に関する興味深い記事として、"Les Français d'Afrique, spectateurs impliqués", *Le Monde*, 24 mai 1996 にある。
- (19) 一九八三年の統計は、"La présence française à l'étranger, rapport par Jacques Ehrsam", adopté par le Conseil économique et social, 27 juin 1984 に引用されたフランス外務省発表の数字による。
- (20) *Jeune Afrique*, no. 1796 (8-14 juin 1995), p. 51.
- (21) "Les vrais chiffres de l'immigration", *Jeune Afrique*, no. 1752 (4-10 août 1994) にある数字。

- (22) フランスのアフリカ政策における経済的要因を引き続ぎ重視する見方として Guy Martin, "Continuity and Change...", "Francophone Africa in the Context of Franco-American Relations", in John W. Harbeson and Donald Rothchild ed., *Africa in World Politics. Post-Cold war Challenges* (Boulder, C. O., 1995), pp. 163-188. 以下対して非経済的要因(政治など)の役割を重視するものが, Jean-François Médard, "France-Afrique: des affaires de famille", dans *Démocratie et corruption en Europe, sous la direction de Donatella Della Porta et Yves Mény* (Paris, 1995), pp. 29-41. の論争はフランス植民地主義の見方に関する論争の延長として考えられることがわかる。
- (23) 上の項は' Développement du tiers-monde et croissance française', Rapport par André Duffaure pour le Conseil économique et social (Juin 1993) 所収の統計に依った。マゼレン諸国を含めた一九九五年の統計は *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 5 avril 1996, pp. 683-685 にある。それによれば、一九九五年フランスのマゼレン諸国を含むアフリカ諸国との貿易黒字は、三二七億七千万仏フランで、フランスの貿易黒字全体の2/3を占めていた。
- (24) Institut français des relations internationales, *RAMSES 1994* (Paris, 1994), p. 422.
- (25) *Marchés tropicaux et méditerranéens*, 17 décembre 1993, p. 3085 及び同誌 29 décembre 1995, p. 2923 への算出。
- (26) Dov Zerah, *Economie financière internationale...*, pp. 115-129 の「マゼレンのメカニズムをフランスの貢献として」の記述を参照された。
- (27) *Ibid.*, pp. 180-184 にフランス圏に関する簡便な説明があるのを参照された。
- (28) 武器競争については、Robyn Luckham, "French Militarism in Africa", *Review of African Political Economy*, no. 24 (1982), pp. 55-84; George E. Moose, "French Military Policy in Africa", in W. J. Pultz and H. S. Bienan eds., *Arms and the Africans* (New Haven, C. T., 1985), pp. 59-97. 両氏の数字は *Les Echos*, 10 août 1995 にある。
- (29) フランスの軍事介入をはじめとするフランスのアフリカでの軍事的役割については、注(28)で挙げた文献の他に、Anthony Clayton, "Foreign Intervention in Africa", in Simon Baynham ed., *Military Power and Politics in Black Africa* (New York, 1986), pp. 203-255; John Chipman, *Ve République et défense de l'Afrique* (Paris, 1986) を参照された。

- (30) Pierre Dabezies, "Les interventions francaises d'outr-mer", dans *La Politique de la defense de la France. Textes et documents* (Paris, 1989), p. 163.
- (31) 以下の記述は、Dominique Bangoura, "Les nouveaux enjeux sociopolitiques et strategiques de la cooperation militaire francaise en Afrique", dans *Observatoire permanent de la cooperation francaise. Rapport 1996*, pp. 99-141 に依る。
- (32) 一九九四年三月十五日現在、協力省所管の技術協力員の総数は四、二一三人で、その内二、七六五人が教師、一、四四八人が技術者である。"Le budget du ministere de la cooperation", octobre 1994.
- (33) フランスのフランス語政策については、Gabrielle Parker, "French Language Policy in Sub-Saharan Africa", *Modern & Contemporary France*, vol. NS 4, no. 4 (1996), pp. 471-481. なお、同号はフランスのアフリカ政策を特集しており、参考になる。
- (34) フランス語圏について、*L'Etat de la franco phonie dans le monde* (Paris, 1994) 参照。
- (35) 保革共存政権 (1986-88, 1993-95) にあつた「専権事項」の概念自体が正面から否定されることはなかった。Stanley Hoffmann, "French Dilemmas and Strategies in the New Europe", in *After the Cold War: International Institutions and State Strategies in Europe, 1989-1991*, ed. Robert, Keohane and Stanley Hoffmann (Cambridge, M. A., 1993), p. 132. これは、シラク・バラデュール両首相とも有力な大統領候補であり、大統領職の権威を傷つけるのは得策ではないとの判断によるところが大きいものと思われる。なお、シラク首相の保革共存政権下の外交政策決定過程については、井上スズ「保革共存期 (一九八六—一九八八) のフランス——外交・国防政策を中心として——」『フランス文化研究』第26巻 (一九九五年) 参照。
- (36) フランスの対アフリカ外交が、アフリカの現実に対応する過程で「人格化」(personalisation) したこの指摘は、Jean-François Bayart, "L'Afrique invisible", *Politique internationale*, no. 70 (hiver 1995-96), p. 292.
- (37) フォカール元大統領府事務総長については、以下を参照。Pierre Pean, *L'Homme de l'ombre. Elements d'enquête autour de Jacques Foccart, l'homme le plus mystérieux et le plus puissant de la Ve République* (Paris, 1990); *Foccart parle. Entretiens avec Philippe Gaillard*, tome 1 (Paris, 1995). フォカールを「アメリカ大臣」としてその特異

- な政治手法を描写してゐるのは Sammy Cohen. *La monarchie nucléaire* (Paris, 1986), pp. 70-73.
- (38) スタタロ元内相とアフリカの関わりについて Charles Pasqua l' Africain", *Le Monde*, 4 mars 1995. "Pasqua l' Africain", *Jeune Afrique*, no. 1782 (2-8 mars 1995), pp. 14-18 を参照。アフリカのカジノとスタタロ元内相の関係について Stephen Smith, "Afrique. Ces corsés qui font main basse sur les paris", *Le Magazine de Libération*, 8-14 avril 1995, pp. 9-15. オー・ユウ・ヤース島のアフリカ援助について "Coopération 92: une coopération décentralisée qui a trouvé ses marques", *Regarder l' Afrique*, décembre 1993, pp. 46-49.
- (39) 一九八九年から一九九三年までの DIRECTION GÉNÉRALE (Direction générale de la sécurité extérieure) の長官を務めたシルベラーム (Claude Silberzahn) による内幕本 *Au coeur du secret* (Paris, 1995) を参照。
- (40) Jean-François Bayart et Gustave Massiah, "La France au Rwanda. Entretien." *Les Temps modernes*, no. 583 (juillet-août 1995), p. 227.
- (41) Glaser et Smith, *Ces Messieurs Afrique: Le Paris-Village du continent africain* (Paris, 1992).
- (42) Bouygues 社の Martin Bouygues 社長及び Jean-Pierre Prouteau アフリカ投資家協会会長と二人の有力なフリーメンソン会員について Stephen Smith et Antoine Glaser, *Ces Messieurs ...* にポートレートが描かれている。シッテラン大統領の初代アフリカ担当顧問でフリーメンソンのギ・ペン (Guy Penne) の任命がフリーメンソン・ネットワークを活用しようとのシッテラン大統領の意図にあったと指摘する *Jeune Afrique* "France-Afrique...", p. 34.
- (43) 「政策コミュニティ」によるアプローチは、先進諸国における政策決定のモデルとして現在有力であり、フランスの対アフリカ政策のように参加者が限定され、他方誰が誰を動かしているのかの判別がつき難いほどの利益の共棲関係がある場合を表現するのに適合している。このアプローチについては、以下を参照。Jack Hayward, "The Policy Community Approach to Industrial Policy", in Dankwart A. Rustow and Kenneth Paul Erickson eds., *Comparative Political Dynamics* (New York, 1991), pp. 381-407.
- (44) Stephen Smith et Antoine Glaser, *Ces Messieurs...* の副題 (「アフリカ大陸のパリ村」) はその間の事情を端的に示している。

- (45) 冷戦の終了の最大の「被害者」はフランス外交であり、フランスはアフリカをはじめ世界の諸地域で対米自立性を喪失するようになったとの見方は、Edwy Plenel, “L’illusion française”, *Le Monde*, 31 août 1994.
- (46) Daniel Bach, “La France en Afrique subsaharienne: contraintes historiques et nouveaux espaces économiques”, dans Sammy Cohen et Marie-Claude Smouts (sous la direction de), *La politique extérieure de Valéry Giscard d’Estaing* (Paris, 1985), p. 295; Guy Martin, “France and Africa”, Robert Aldrich and John Connell Oeds., *France in World Politics* (London, 1989), pp. 113–115.
- (47) Roland Maréchal, “La France en quête d’une politique africaine?”, *Politique étrangère*, no. 4 (hiver 1995/1996), pp. 903–915.
- (48) フランスが冷戦後の世界において、国際機関を影響力行使の主要な手段として用いることの展望は、Hoffmann, “French Diemmas….”。
- (49) 欧州通貨・経済統合実現のため、財政赤字削減を最優先するとの一九九五年秋のシラク大統領の転身(選挙では減税及び雇用の増大を公約していた)は、シラク政権の欧州統合政策の方向性をみる上で示唆的である。Laurent Cohen-Tanguy, “La politique européenne de la France à l’heure des choix”, *Politique étrangère*, no. 4 (1995), p. 862.
- (50) Monique Salou, “La France et l’ONU. Des ambitions mondiales”, *Politique étrangère*, no. 3 (automne 1993), pp. 687–695.
- (51) *Ibid.*, p. 687.
- (52) フランスのPKO参加の現状については神余隆博編『国際平和協力入門』(有斐閣、一九九五年)一六五—一六六頁が参考になる。
- (53) この点については世界銀行の以下の報告書 *Sub-Saharan Africa, from Crises to Sustainable Growth* (Washington, D. C., 1989) 及び Jean A. P. Clément “Striving for Stability. CFA Franc Realignment”, *Finance & Development* (June 1994), pp. 10–13 を参照。
- (54) “La Corréze avant le Zambeze, le retour”, *Croissance*, no. 380 (mars 1995), p. 3. この関連では、シラク大統領が頻繁に言及する「アフロ・ペシニズム」も同様の認識を指導者の側から示したものととして注目される。

- (55) "France and Africa", *The Economist*, July 23, 1994.
- (56) フランスの製菓業界のアフリカ向け輸出はCFAフラン切り下げ後、三割以上減少していった。 *Jeune Afrique*, no. 1790 (27 avril-3 mai 1995), p. 35.
- (57) 最近のフランス企業のアフリカでの動向については、*Marchés tropicaux et méditerranéens* 誌の Christine Gilguy 記者からの教示を受けた。
- (58) アフリカ指導者の世代交代とそのインパクトについては、Sophie Bessis, "Portrait-robot du nouveau dirigeant africain", *Politique internationale*, no. 63 (printemps 1994), pp. 348-353. を参照。
- (59) *Agir ici Survie* 等のNGOの活動が知られてくる。
- (60) 一九九四年七月二九日にハラデュール首相が行った演説は、*Politique étrangère de la France. Textes et documents* (Paris, juillet 1994), pp. 146-150. に収められている。
- (61) 一仏フラン＝一〇〇CFAフラン、七五コロ・フラン。
- (62) CFAフランのもつ政治的・象徴的機能については、Olivier Vallé, *Le prix de l'argent CFA* (Paris, 1989) 参照。
- (63) フランス政府の公式の立場は、CFAフラン切り下げはメンバー国が自主的に決定したものでフランスはそれを歓迎する、とのものであるが、CFAフランを最終的に保証しているフランスの意向が決定的に重要であることは明らかである。
- (64) CFAフラン切り下げの経済的意味については大林稔「冷戦後のフランスの対アフリカ政策」を参照されたい。切り下げに関し、フランス協力省により準備された広報用資料 "Les notes de la coopération française, macroéconomie, finance" no. 3 (Janvier 1994) が有用である。
- (65) 当時のルッサン協力相の「レ・ゼロー」紙へのインタビュー。 *Les Echos*, 25 janvier 1995.
- (66) 特に Marie-Pierre Subtil 記者による "La victoire des énarques" と題した *Le Monde* 紙一九九四年一月二〇日付けの記事を参照。
- (67) ルッサン協力相による回想。 *Les Echos*, 25 janvier 1995.
- (68) 大蔵省は従来CFAフランの切り下げには、それが仏フランの切り下げに結びつくのを恐れて反対であったとされる。また外務省も、アフリカ諸国との関係の安定を重視する立場から、切り下げには反対であったとされる。いつ、なぜ、どの

ようにして両省の立場が変化したのかは明らかでないが、アフリカ諸国の経済・財政状況の悪化を前にして、それぞれの目標追求の観点からもCFAフラン切り下げが望ましいとの判断に至ったのではないかと考えられよう。

(69) "Roussin l' Africain, un chiquaïen devenu balladurien", *Liberation*, 22 février 1994.

(70) メスメル・ミッシェンについては "Valle, *Le prix de l' argent...*", p. 7.

(71) バイヤール教授は、更に一歩進めて「もともとフランスの伝統的アフリカ政策なるものは第四共和制において海外領土相を務めたミッテランが開始し、それをドゴールが引き継いだものとしている。かかる見方からすれば、ミッテラン大統領が伝統的なアフリカ政策をその任期中に推進したのは「先祖返り」であり、驚くに値しないということになる。

Jean-François Bayart, *La politique africaine de François Mitterrand* (Paris, 1984), p. 52.

(72) フランスの対ルワンダ政策においてミッテラン大統領の果たした役割については、Bayart et Massiah, "La France au...", 参照。ここでは、①ルワンダにおける多数派支配(従ってフツ族による)についての片寄った見方、②英語圏諸国との間で抗争を行っているとのパーセプション、③ベルギーとの勢力争い、④息子のジャン・クリストフがルワンダで有するとされる利権、⑤国家利益をめぐる「恩義」(フランスが制裁下の南アフリカに核燃料技術を密かに輸出したのをルワンダ政府が仲介、それに対してミッテラン大統領が恩義を感じたのではないかと、バイヤール教授は仮説を提示している)などが要因として挙げられている。いずれにしても、軍による情報操作によって政策決定過程に問題があったことは確かであろう。

(73) Jacques Isnard, "Les disparités de l' assistance militaire française à l' Afrique", *Le Monde*, 2 juillet 1994.

(74) *Liberation*, 22 juin 1994. ミラデュール首相が付した四条件とは、①国連の承認、②期間の限定、③他国の参加、④兵力のザイルへの展開(ルワンダ国内に展開しない)である。なお、④についてはその後「安全人道地帯」をルワンダ国内にフランス軍が設けたことから、これが当初のマンデートを越えて、フランス軍がルワンダ内戦で緩衝 (Interposition) の役割を果たすことになるのではないかと懸念が生じた。"De la protection à l' interposition", *Liberation*, 5 juillet 1994. 当時大統領府事務総長を務めていたヴェドリーヌ (Védine) は回想録の中では、④に全く言及していない。Hubert Vedine, *Les mondes de François Mitterrand. A l' Elysée 1981-1995* (Paris, 1996), pp. 701-702.

(75) Thierry Garcin, "L' intervention française au Rwanda", *Le trimestre du monde*, Le trimestre 1996, pp. 63-70.

- (76) 一九九六年一月に表面化した多国籍軍ザイル派遣をめぐるフランスの態度は本稿の分析を確認するものとなっていると思われる。シラク大統領は、フランスは中部アフリカにおいて独自の戦略的利益を有しておらず、今後も単独で介入すべきとはならずと語っている。 *International Herald Tribune*, November 14, 1996.
- (77) "Discours de monsieur Jacques Chirac..."
- (78) Jacques Isnard, "Paris envisage de susciter une force armée interafricaine", *Le Monde*, 5 juillet 1995.
- (79) "Afrique: la France rappelle des troupes", *Liberation*, 1er décembre 1995.
- (80) 一連の軍事改革の動向をモニタリングの関係をめぐっては Laurent Jaquet, "L'avenir de l'armée française", *Marchés tropicaxaux et méditerranéens*, 29 décembre 1995, p.2903.
- (81) *Le livre blanc de la défense nationale* (Paris, 1994).
- (82) Jean-Francois Bayart, *La politique africaine...*, p. 46.
- (83) フランス政府関係者による一連の協力体制改革案については以下が簡潔に要点をまとめており参考になる。Frank Petiteville, "Quatre decennies de 'coopération franco-africaine': usage et usure d'un clientelisme", *Etudes internationales*, vol. 27, No. 3 (septembre 1996), pp. 571-601.
- (84) Jean Picq, *L'Etat en France. Servir une nation ouverte sur le monde* (Paris, 1995).
- (85) "Réforme de l'organisation administrative et institutionnelle de l'aide publique au développement", Communiqué de presse du Premier ministre (Paris, 7 février, 1996).
- (86) *Le Monde*, 8 février, 1996.
- (87) このフランス・アフリカ(仏語圏)間の相互依存関係は、クリエンタリスム(Clientelisme) || パトロン・クライエント関係に基づくものといっておよいである。パトロン・クライエント関係は、個人間についていわれる概念であるが、フランス・アフリカ関係のように、国家間関係であるものの、極めて人格化が進み、両者の有する資源が不平等である事例については、その特徴をかなり正確に表現できると考えられる。メダール教授は、クリエンタリスムをフランス・アフリカ関係に適用する場合には、①古典的クリエンタリスム(対等でない者の関係)、②友人関係(対等な者の間の関係)の二つが混在していることに注意すべきであると述べている。Jean-Francois Médard, "France-Afrique...", p. 40. たしかに一部のア

フリカ指導者（故ウフェ・ボワニー象牙海岸大統領、ボンゴ・ガボン大統領、モブツ・ザイル大統領）は、豊富な資源（公・私）を有し、長期政権であり、フランス政界を知り尽くしていることから、どちらがどちらをコントロールしているのか判別し難いことがある。

(88) 「リベラシオン」紙は、シラク候補とバラデュール候補の政見を比較した記事の中で、「アフリカ切り捨てか残留か」との見出しをつけている。『*Liberation*, 3 février 1994.

本稿執筆中、筆者がフランス滞在中に公私にわたり言葉に尽くせないほどお世話になった平田章アジア経済研究所主任研究員の急逝（享年四十九歳）という悲報に接した。同氏への惜別の念を込めて小論ではあるが本稿をご霊前に捧げたい。